国際ルーシークラブ草案

〈同クラブ会長ボチャロフ草案〉

KK 第 5 巻 997-1001 頁

Специальный выпуск журнала ＜Обозреватель＞ ＜Конституции Российской Федерации (альтернативные проекты)＞, 1993. №17-18. Стр.133-135.

ロ シ ア 共 和 国 基 本 法

（前文）

ロシア人民は、偉大な国家の運命に対する責任を自覚し、各自の人格、全ロシア社会およびその将来世代の精神的、文化的および物質的な財産の増大のために、この国家の独立と統一を保持し、造物主、すなわち地上のすべての存在の源泉にして創造主の前に、すべての民族に属する人々の団結に基づいてロシア共和国憲法を制定する。

第１条　本憲法に規定するすべての立法権限は、上院の元老院（参議院）および下院の人民代議員院（衆議院）の２院からなるロシア共和国議会に属する。

第２条　衆議院は、２年任期で各県の住民が選挙する代議員からこれを構成する。

何人も、２５歳未満で、ロシア共和国市民である期間が１０年未満、かつ選挙の時点で選ばれる県に居住していない場合には、被選挙権を有しない。

１人の衆議院議員は、１００万人の住民ごとにこれを選出する。

いずれかの県の衆議院議員に欠員が生じた場合は、県の執行権力は７ヶ月以内に補欠選挙の実施に関する決定を公布する。

衆議院は、ほかならぬその会議の議長を選出する。その一人ひとりの議員には、「弾劾」手続で責任を提起する権利がある。

第３条　参議院は、各県１人の議員が６年任期でこれに加わる。

参議院議員の選挙の後、最初の会議で、３つのグループにこれを分ける。第１グループの参議院議員の議席は、２年後に欠員となり、第２グループの議席は４年後に、第３グループの議席は６年後にそれぞれ欠員になるものとする。すなわち、２年ごとに参議院の３分の１ずつが改選されるものとする。

３０歳に達せず、ロシア共和国に１５年以上居住しておらず、選挙のときに選出される県に居住していない者は、これを参議院議員に選出することはできない。

ロシア共和国副大統領は、参議院の議長、すなわち参議院の会議における議長となり、参議院

における投票が半々に分かれた場合には、投票権をもつことになる。

参議院は、組織的構造を承認し、その選ぶべき者、ならびに副大統領がかける場合またはロシア共和国大統領の職務を副大統領が執行する場合の、臨時の参議院議長を選出する。

参議院のみが、法律が行使の対象とするリストに掲げる公務員を「弾劾」手続によって告訴する権利を有する。その際、各参議院議員は、宣誓を行い、そのテキストは、参議院における過半数の投票でこれを承認する。ロシア共和国大統領が「弾劾」された場合、ロシア共和国最高裁判所長官が参議院の議長を務める。何人も、参議院議員の名簿上の員数の３分の２の同意なしに「弾劾」を受けることはない。

第４条　参議院選挙の日時は、ロシア共和国議会がこれを定める。選挙の手続は、各県の立法議会がこれを定める。

各院は、自らその議員の千個、権限および資格の裁判官となる。

各院における議事運営の定足数は、投票の５０％プラス１である。

各院は、自らその会議の規則および評価を定め、院の構成員のうちその３分の２の同意を得てその構成員の除外を含めてこれを処罰する。

ロシア共和国議会の会議の機関および手続は、議会が制定する法律によってこれを定める。これによって、各参議院議員および衆議院議員の物的な報酬を含め、各院の機構の陣容および予算が決められる。

各参議院議員または衆議院議員は、祖国の転覆および人民に対する重大な犯罪以外のすべての場合に、不逮捕特権を享受する。いかなる参議院議員または衆議院議員も、そのポストに選出された後に、国家的職務で働き、または商業的活動に従事し、またはなんらかの政党に帰属する権利を有しない。

第５条　衆議院および参議院を通過した各法律は、その施行前にロシア共和国大統領にこれを提出しなければならない。大統領は、異議がなければ、これに署名する。異議がある場合、大統領は、その法律を制定した当該の院に自己の提案を付してこれを差戻す。当該の院は、大統領の提案を審議し、法律の新たな審議に入らなければならない。新たな審議において、法律が当該の院の議員の定数の３分の２で採択された場合、それは、大統領の提案とともに、法律の審議を行うこととなる別の院に送致され、その院の投票・・・で承認されたとき、この法律は制定されたものとなる。法律の再度の審議のための期間は、大統領の異議の提起から３０日を超えないものとする。２つの院が所定の期間内に決定を採択しない場合は、法案は、ロシア連邦大統領の作成したものが発効とすることとなる。

いずれの法案も、それが提出された後１０日以内（日曜日を含む）に大統領が異議を申し立て

なければ、その法案は上記の期間の経過後に発効するものとする。参議院および衆議院の同意を必要とするすべての決定、決議（резолюция и решение）は、法律にしたがって、それが施行される前に大統領に提出され、再度の審議の場合には参議院および衆議院の投票の３分の２によって採択される。

第６条　議会は、以下の権利を有する。

－大統領の提案により、ロシア共和国予算を審議し、承認する

－ロシアの福祉の保障、各市民の社会安全保障、国防、ロシア全体および住民のエスニック・グループの密集居住地域における民族的文化および伝統の発展、のために、税、徴税および利子支払いを定める

－ロシア共和国の国債の発行

－宣戦布告

－ロシア最高裁判所を頂点とする単一の裁判システムを構成する裁判所の設置

－ロシア全土における非常事態の宣言

－モスクワ管区（サドーヴォエ環状道路内側）－ロシア共和国の議会および政府の所在地）における特別の立法権限の行使

議会が制定した法律は、ロシア全土においてこれを施行する。

第７条　県は以下の権利を有する。

－なんらかの条約、同盟または協議会に加入すること

－固有の通貨を発行すること

－軍隊を創設すること

－他の県または外国と協定および協約を締結すること

－ある県から別の県へ流通する商品のなんらかの税金、課金を課すこと

－なんらかの裁判なしの刑罰に関する法律の制定

第８条　執行権力は、ロシア共和国大統領に帰属し、４年任期で、ロシアの全人民が副大統領と同時に選挙する。大統領は、その内閣を組織し、すべての最高公務員を任命する。首相（大臣会議議長）の職はこれを設けない。３０歳以上６５歳以下で、１５年以上ロシアの領域に居住するロシアのすべての市民は、これをロシア共和国大統領に選ぶことができる。大統領が解任され、または死去、辞任およびその職務に関わる権利・義務の遂行が不可能となった場合、大統領の職務は副大統領に移譲され、大統領の人気終了時まで副大統領がその権限を行使する。

大統領は、その就任するにあたり、以下の宣誓を行う。

「私は、偉大なロシアの多民族からなるすべての人民のために、ロシア共和国大統領の職務を

誠実に執行することを誓います。私は、このロシア共和国憲法を遂行し、擁護することを誓います。」

大統領は、ロシア共和国軍最高司令官である。

大統領は、死刑判決の執行を延期し、犯罪につき特赦の決定を行う権利を有する。

大統領は、参議院の同意を得て、条約を締結し、大使、最高裁判所裁判、ならびにその任命につき、この憲法に他の定めがなく、法律の定めがある職にあたるその他のロシア共和国の公務員を任命する。

大統領は、１年に２回、議会に対して、ロシア共和国の現状に関する詳細な情報を提供する。緊急の場合および必要がある場合、大統領は、いずれかの院または両院を招集することができる。大統領は、外国の指導者、大使および他の全権代表を接受する。大統領は、これを連続して２期を超えて選出することはできない。

大統領、副大統領およびロシア共和国のすべての最高公務委員は、「弾劾」手続による告訴および審理により、反逆、汚職またはその他の重大犯罪もしくは違法行為につき有罪の判決を受けた場合、その職を解任される。

第９条　ロシア共和国の裁判権力は、議会が設置する最高裁判所およびその下級裁判所に属する。

すべての裁判官は、‘法律に定める手続により終身のものとしてこれを任命する。裁判権力は、この憲法およびロシアの法律に基づいてすべての事件に及ぶ。

最高の公務員にかかるすべての事件、および当事者の一方が県である場合のすべての事件は、その第１審を最高裁判所においてこれを扱う。その他のすべての場合、最高裁判所は、ロシア議会が定める場合を除き、上告審となる。

第１０条　新しい県は、議会がこれをロシア共和国への加入を承認する。他の県の管轄権が及ぶ範囲内での新しい県、または２つ以上の県もしくはその一部の合併は、関係する県の立法意見および議会の同意なしに、これを形成し、または廃止することはできない。

ロシア共和国は、各県に共和政体を保障し、必要な安全を保障する。

内部の混乱（無秩序）がある場合、県の立法議会の要請、または議会の招集ができないときには執行権力の要請により、中央権力が秩序の回復、ならびに県の法律およびロシア共和国の法律の執行の条件の確保にかかるすべての措置を取る。

第１１条　ロシア共和国議会は、両院の議員の３分の２によって、独自に修正を提案し、または県の３分の２の要請にしたがって、この憲法の修正を採択する権利を有する。この場合、４分の３の県の立法議会が批准する場合に、修正は、この憲法の一部として法的効力を有することとなる。

第１２条　この憲法は、１９９３年5月１日現在の領域編成の小議会（Малый Совет）の３分の２、または新しい領域編成（県）の４分の３による批准があれば、これを制定されたものとする。

ロシア共和国憲法の制定後に、第１２条は失効する。

－完－